

# 筑波教育学研究

第 8 号

2010年3月

筑波大学教育学会

# 目 次

## 〈特別寄稿〉

大学改革への提言

…………… 清 水 一 彦 1

## 〈座談会〉

『教員免許状更新講習の成果と課題』 …………… 23

参加者 生 田 茂  
手 打 明 敏  
長 本 貞 光  
林 尚 示  
福 田 弘  
司 会 新 井 保 幸

## 〈筑波大学教育学会第8回大会公開シンポジウム〉

『新学習指導要領に対するの学校現場の対応』

オーガナイザー

「新学習指導要領に対するの学校現場の対応」

シンポジウム概要 …………… 井 田 仁 康 53

シンポジスト

新しい学習指導要領の特質について …………… 藤 田 晃 之 55

新学習指導要領に対するの

学校現場の対応（小学校） …………… 青 山 由 紀 57

公開シンポジウム

「新学習指導要領に対するの学校現場の対応」

…………… 市 川 道 和 59

コメンテーター

新学習指導要領と特別支援教育 …………… 丹 治 達 義 62

〈寄稿論文〉

新学習指導要領に対する学校現場の対応

—公民的分野をもとに— …………… 館 潤 二 65

算数・数学科における言語活動の充実

—課題と指導改善の視点— …………… 銀 島 文 75

〈研究動向〉

教育社会学における

子育て・子育て支援に関わる最近の研究動向

…………… 渡 辺 恵 83  
飯 田 浩 之

〈書評〉

甲斐雄一郎著

『国語科の成立』 …………… 安 直 哉 99

佐藤博志著

『オーストラリア学校経営改革の研究

—自律的学校運営とアカウンタビリティ—』

…………… 池 田 賢 市 107

堀和郎・柳林信彦著

『教育委員会制度再生の条件

—運用実態の実証的分析に基づいて』 …………… 猿 田 真 嗣 115

〈図書紹介〉

平山満義編著

『教育実践と情報メディア』 …………… 樋 口 直 宏 123

田中統治・根津朋実編著

『カリキュラム評価入門』 …………… 角 替 弘 規 127

学会彙報（平成21年1月～12月） …………… 131

筑波大学教育学会会則・諸規定（抄） .....	134
筑波大学教育学会研究奨励賞規程 .....	138
『筑波教育学研究』投稿規程 .....	139
編集後記 .....	140

# 学会彙報（平成21年1月～12月）

平成21年1月から12月までの学会の主な事業・活動は以下の通りである。

## I. 第8回大会

平成21年3月14日（土）に筑波大学を会場として開催された。下記に紹介するように、午前の自由研究には11件の発表があり、午後からは「新学習指導要領に対しての学校現場の対応」というテーマでシンポジウムが開催された。大会参加者は、約50人であった。

なお、大会期間中に理事会（出席者15名）と総会が開催された。

### 〈自由研究発表〉

第1分科会 司会 唐木 清志（筑波大学）

1. 中学生の登校意識に及ぼす居場所機能の影響  
齋藤 智（筑波大学大学院教育研究科院生）  
庄司 一子（筑波大学大学院人間総合科学研究科）
2. 学校数学における命題解釈を捉える枠組みを用いた問題設定場面の分析  
大塚慎太郎（筑波大学大学院人間総合科学研究科院生）
3. 教育の情報化を推進する教育機関向け国産オープンソースソフトウェアの活用事例に関する研究  
一次世代情報共有基盤システム NetCommons 活用のポイントと課題—  
平塚知真子（株式会社エデュケーションデザインラボ）
4. 高等学校の英語授業における authentic materials の利用  
工藤 泰三（筑波大学附属坂戸高等学校）

第2分科会 司会 平田 諭治（筑波大学）

1. オランダにおける親の学校選択の特質と課題  
— 憲法第23条と「柱状」化社会に着目して—  
澤田 裕之（筑波大学大学院人間総合科学研究科院生）

2. 中学生のセルフ・コントロールの現状

—中国と日本の比較分析に基づいて—

崔 玉芬 (筑波大学大学院人間総合科学研究科院生)

庄司 一子 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

3. タイにおける小学校の学校評価制度をめぐる政策と課題

—政策とその実施状況に焦点をあてて—

スウィット・カンヘー (筑波大学大学院人間総合科学研究科院生)

4. 池袋児童の村小学校の研究 (4)

—高まる父母の進学要求への対応と挫折めぐって—

門脇 厚司 (筑波大学名誉教授)

第3分科会 司会 藤井 穂高 (東京学芸大学)

1. 教育相談における教師と生徒のビリーフの検討

本多 博之 (筑波大学大学院教育研究科院生)

庄司 一子 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

2. 米国カリフォルニア州における学級規模縮小法の成立と意義

—教員の職能開発に焦点をあてて—

星野 真澄 (筑波大学大学院人間総合科学研究科院生)

3. 教授能力を高める模擬授業の実践と課題について

—千葉大学小学校教員養成課程 (体育科) における取り組み—

七澤 朱音 (千葉大学)

◇シンポジウム

『新学習指導要領に対しての学校現場の対応』

シンポジスト : 藤田 晃之 (国立教育政策研究所生徒指導研究センター総括  
研究官・文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官)

青山 由紀 (筑波大学附属小学校)

市川 道和 (筑波大学附属駒場中・高等学校)

中山 佳也 (つくば市立荃崎第一小学校)

コメンテーター : 丹治 達義 (筑波大学附属視覚特別支援学校)

オーガナイザー：井田 仁康（筑波大学大学院人間総合科学研究科）

## Ⅱ. 会報の発行

第15号を6月15日に、第16号を12月15日にそれぞれ発行した。

## Ⅲ. 12月末現在の会員数：337名

## 筑波大学教育学会会則

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日改正

平成20年3月22日改正

第1条（名称） 本学会は、筑波大学教育学会（The Academic Society for Education of the University of Tsukuba）と称する。

第2条（目的） 本学会は、教育学研究の向上をはかり、会員の研究の交流協力につとめつつ、併せて会員相互の親和連絡を深め、教育文化の進展に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本学会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催
- (2) 研究会の開催
- (3) 研究紀要の発行
- (4) 会報の発行
- (5) 研究奨励賞の選考
- (6) 内外の学会等との交流
- (7) 会員の研究交流
- (8) その他、本学会の目的を達成するのに必要な事業

第4条（会員） 本学会の会員は、次の各号の一に該当する会員で組織する。

- (1) 筑波大学教育学系及び筑波大学附属学校教職員（転・退職教員を含む。）
- (2) 筑波大学大学院修士課程及び博士課程の教育関連専攻もしくはコース等の在学者、修了者及び中退者
- (3) その他、本学会の趣旨に賛同して入会を希望する者

第5条（会費） 本学会の会費は年額4,000円とする。但し、学生会員については



3,000円とする。

第6条（会計年度） 本学会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第7条（運営） 本学会に、会務の運営のため、次の役員をおく。

会長 1名、理事 20名、顧問 若干名、幹事 若干名、監査 2名

2 役員は、第4条第1号及び第2号の会員より選出する。

3 役員の選出規程は、別に定める。

4 前項の規程にもかかわらず、会長は、当分の間、教育学系長がこれにあたる。

5 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第8条（編集委員会） 本学会に研究紀要編集委員会をおく。編集委員会規程については別に定める。

第9条（総会） 本学会は、年1回総会を開き、本学会の重要事項を審議決定する。

第10条（事務局） 本学会の事務局を〒305-8572茨城県つくば市天王台1-1-1 筑波大学大学院人間総合科学研究科（教育学系）におく。

附則 本会則は平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可決された改正については、平成19年3月17日、第7回総会において可決された改正については、平成20年3月22日より施行する。

## 筑波大学教育学会役員選出規程

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日一部改正

### 第1款 総則

第1条 筑波大学教育学会会則に定める役員を選出するために、筑波大学教育学

会役員選出規程（以下、規程）を定める。

第2条 理事選挙（会長を除く）は、役員任期の最終年度の9月1日から12月31日までの間に実施する。

第3条 有権者は、当該年度の9月1日までに前年度までの会費を納入している会員とする。

第4条 規程に定めのない事態が生じた場合は、理事会が判断する。

#### 第2款 理事の選出

第5条 理事選出の区分は、次の種類と定数による。

1 会員による投票により選出された理事 10名

2 会長により委嘱された理事 原則として10名

第6条 前条第1号の理事の選出は、全有権者の無記名郵送投票による。

第7条 投票は10名連記とする。

第8条 当選は、得票順とする。

2 同点者の生じた場合は、選挙管理委員会において抽選を行う。

3 理事に欠員の生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第9条 第5条第2号の理事は、投票により選出された理事が確定した後に、会長が委嘱する。

2 会長は、投票により選出された理事の所属・地域等を考慮して10名の理事を委嘱する。

#### 第3款 顧問、幹事、監査の選出

第10条 顧問、幹事、監査は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

#### 第4款 選挙管理委員会

第11条 理事の選挙を行うため、選挙管理委員会（以下、委員会）を置く。委員会は、3名の会員をもって構成する。

第12条 委員会の委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

附則 本規程は、平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において

可決された改正については、平成19年3月17日より施行する。

## 筑波大学教育学会研究紀要編集委員会規程

- (1) 本学会は、会員の研究発表の場として、機関誌『筑波教育学研究 (Tsukuba Journal of Education Study)』を発行する。発行は、年1回(3月)とする。
- (2) 編集委員会は、理事会の委嘱を受けた委員長及び委員10名によって構成される。委員長及び委員の任期は、2年とする。
- (3) 会員は、投稿の資格を有する。投稿原稿は、原著論文とする。
- (4) 編集委員会は、会員以外の者に原稿を依頼することができる。
- (5) 原稿の採択は、編集委員会での査読と審議を経て、決定する。
- (6) 編集委員会は、掲載予定の原稿について、投稿者との協議を通じて、内容の修正を求めることができる。
- (7) 投稿細則は、別に定める。

# 筑波大学教育学会研究奨励賞規程

平成20年3月22日制定

第1条（趣旨及び名称） 筑波大学教育学会（以下、本学会）会員の優れた研究を顕彰し本学会機関誌『筑波教育学研究』の水準向上を図るために、「筑波大学教育学会研究奨励賞」（以下、賞）を設ける。

第2条（対象論文） 選考対象は、本学会の若手会員が『筑波教育学研究』に発表した研究論文とする。若手会員とは、当該論文が発表された時点で、40歳未満あるいは大学院生であった者のことをいう。

第3条（選考） 賞の選考は、筑波大学教育学会研究奨励賞選考委員会（以下、選考委員会）が行う。

2 賞の選考は、1年間を単位として行う。

3 選考委員長は、選考の経過及び理由を「研究奨励賞選考報告書」にまとめ、会長に報告する。

4 会長は、報告書を理事会に報告し、承認を得るものとする。

第4条（選考委員会） 選考委員会は、理事会から推薦された理事5名（機関誌編集委員長を含む）で構成する。選考委員長は、委員の互選による。

2 選考委員の任期は2年とする。

第5条（授賞点数） 授賞点数は1年間で1点を目安とするが、該当なしであることを妨げない。

2 賞の授与は、会員一人につき、1回限りとする。

第6条（表彰） 賞の授与は、毎年の年次大会総会において行う。

2 賞は、本賞（賞状）及び副賞（盾）とする。

3 受賞は、当該会員の「受賞のことば」を付して、『会報』に掲載される。

第7条（選考委員会への委任） この規程に定めるもののほか、必要な事項は、選考委員会が決定する。

第8条（規程の改正） 本規程の改正については、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附記 本規程は平成20年3月22日から施行するものとし、研究奨励賞の選考対象とされるのは『筑波教育学研究』第7号掲載の研究論文からとする。

## 『筑波教育学研究』投稿規程

1. 投稿者は筑波大学教育学会会員であること。ただし依頼論文についてはこの限りではない。
2. 機関誌への投稿内容は、未刊行のものに限る。
3. 論文の投稿は、原則として、ワードプロセッサを使用し、横書き、A4版用紙1頁あたり40字×30行で作成し、注および引用文献を含めて16,000字（400字詰め原稿用紙40枚相当）程度とする。欧文の場合は注および引用文献を含めて6,000語程度とする。
4. 原稿の締め切りは9月末日とする。
5. 論文には邦文タイトルと英文タイトルを付記するとともに、邦文による400字程度のサマリーを付す。
6. 投稿にあたっては、原稿3部、およびMS-DOSテキストファイルに変換したフロッピー1部を送付するものとする。原稿およびフロッピーは原則として返還しない。なお、原稿には①原稿の種類（研究論文、実践報告、研究ノートなど）、②邦文タイトル、③英文タイトルのみを明記し、著者名など著者が特定できるような情報は記さないものとする。
7. 研究論文とは別に、研究ノート、実践報告の投稿も受け付ける。その際、規定3-6項に準拠する。
8. 凶版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。
9. 原稿は、氏名（ふりがな、および英文表記）、所属（ふりがな、および英文表記）、自宅住所（郵便番号、電話番号）、利用可能な場合、ファックス番号、メールアドレスを付記して、下記に送付するものとする。

### 記

〒305-8572

茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学教育学系内

筑波大学教育学会編集委員会

編集長（ ）宛

## 編集後記

『筑波教育学研究』第8号をお届けします。今号には3編の投稿論文がりましたが、厳正な審査の結果、結果的には今回掲載論文はありませんでした。掲載論文なしというのは創刊号以来初めてのことで大変残念に思っています。急遽新たな企画を検討した結果、今号の内容は、特別寄稿、座談会、第8回大会公開シンポジウム報告と関連の寄稿論文2件、研究動向、書評3件と図書紹介2件という構成になりました。

昨年秋、筑波大学では開学以来と言われる大規模な組織改革案が突如浮上し、予定されていた本年4月からの実施は1年先送りとなったものの、その帰趨が注目を集めています。そこで、執行部の中枢にあり高等教育論が専門の清水一彦会員（教育担当副学長）に特別寄稿をお願いしたところ、突然の依頼にもかかわらずご快諾いただきました。また、今年度本格実施1年目を終えたばかりの教員免許状更新講習の成果と課題を語り合ってもらう座談会を企画・実施しました。十分な時間をかけて準備できなかったので首都圏の限られた大学の参加にとどまりましたが、各大学の真摯な取り組みがうかがえる興味深い内容となっています。

前号から年次大会での公開シンポジウムの記録を掲載することとなり、今号でも昨年の第8回大会シンポジウムの記録を掲載しましたが、新指導要領への学校現場の対応というテーマに関わる論文をお二人の会員に寄稿していただきました。シンポジウムでの議論をさらに深め発展させてくれる役割を寄稿論文に期待したのです。研究動向は毎回異なる分野の方に執筆をお願いしていますが、今号は教育社会学分野から、子育て支援の在り方に焦点を当てて書いていただきました。書評は3件、図書紹介は2件を取り上げました。

はじめにも述べましたが、投稿論文の減少が気がかりです。過去5年間の投稿件数の推移（4号：9編，5号：7編，6号：9編，7号：3編）を見ると、前号から急激に落ち込んでいます。減少の理由について編集委員会で意見交換したところ、本誌と競合関係にある『教育学系論集』『教育学論集』『学校教育学研究紀要』の締切が9月から11月に集中していることが一因として指摘されました。締切時期をずらすなどの技術的な対応を早急に検討する必要があります。最後に、第8号の編集にご協力いただいた皆様にお礼申し上げますとともに、第9号への積極的な投稿をお願いいたします。第7号から、掲載論文は筑波大学教育学会研究奨励賞の候補となりましたので、特に若手研究者の方に投稿をお勧めします。

（新井保幸）

# 筑波大学教育学会編集委員会

編集委員会委員長

新井 保幸 (筑波大学)  
(yarai@human.tsukuba.ac.jp)

編集委員会

生田 茂 (大妻女子大学)  
稲永 由紀 (筑波大学)  
大谷 奨 (筑波大学)  
金藤ふゆ子 (常磐大学)  
唐木 清志 (筑波大学)  
河原 国男 (宮崎大学)  
北神 正行 (国土館大学)  
根津 朋実 (筑波大学)  
山崎 保寿 (静岡大学)

編集幹事

小林 将太 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

筑波教育学研究 第8号

---

2010年3月10日 発行

編集・発行 筑波大学教育学会  
〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1  
印刷 株式会社いなもと印刷  
電話 029(826)1221

---